議案第５４号

木祖村防災行政無線施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

木祖村防災行政無線施設等の設置及び管理に関する条例の一部を別案のように改正する。

よって、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和８年　９月１０日　　提　　出　　木祖村長　奥　原　秀　一

令和８年　９月　　日　　議　　決　　議会議長　栗　屋　正　一

木祖村防災行政無線施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

木祖村防災行政無線施設等の設置及び管理に関する条例（平成4年木祖村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「その限り」を「この限り」に改める。

別表第4中「菅公民館」を「小林橋」に、「木祖村大字菅1324番地7」を「木祖村大字菅2248番地3」に改める。

附　則

この条例は、菅公民館雨量計移設工事完了の日から施行する。

木祖村防災行政無線施設等の設置及び管理に関する条例（平成4年木祖村条例第1号）新旧対照表

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正後（案）</th></tr>
<tr><td>（受信機の貸与及び有償譲渡）
第6条　（略）
2　前項第1号により貸与する受信機は当該1施設につき1台を原則とする。ただし、村長が認めるものについてはその限りでない。
3　（略）
別表第4（第2条関係）</td><td>（受信機の貸与及び有償譲渡）
第6条　（略）
2　前項第1号により貸与する受信機は当該1施設につき1台を原則とする。ただし、村長が認めるものについてはこの限りでない。
3　（略）
別表第4（第2条関係）</td></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><th>局番号</th><th>雨量等観測局名（設置場所）</th><th>設置地番</th></tr>
<tr><td>1</td><td>役場</td><td>木祖村大字薮原1191番地1</td></tr>
<tr><td>2</td><td>吉田林業会館</td><td>木祖村大字菅195番地1</td></tr>
<tr><td>3</td><td>菅公民館</td><td>木祖村大字菅1324番地7</td></tr>
<tr><td>4</td><td>スキー場</td><td>木祖村大字菅2640番地</td></tr>
<tr><td>5</td><td>栃の木</td><td>木祖村大字小木曽4460番地1</td></tr>
<tr><td>6</td><td>白樺平</td><td>木祖村大字小木曽5441番地24</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>局番号</th><th>雨量等観測局名（設置場所）</th><th>設置地番</th></tr>
<tr><td>1</td><td>役場</td><td>木祖村大字薮原1191番地1</td></tr>
<tr><td>2</td><td>吉田林業会館</td><td>木祖村大字菅195番地1</td></tr>
<tr><td>3</td><td>小林橋</td><td>木祖村大字菅2248番地3</td></tr>
<tr><td>4</td><td>スキー場</td><td>木祖村大字菅2640番地</td></tr>
<tr><td>5</td><td>栃の木</td><td>木祖村大字小木曽4460番地1</td></tr>
<tr><td>6</td><td>白樺平</td><td>木祖村大字小木曽5441番地24</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

議案第５４号　木祖村防災行政無線施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案　説明資料

１．改正理由

菅公民館にある雨量計を小林橋に移設するため条例の改正を行う。

２．改正内容

雨量等観測局名（設置場所）を菅公民館から小林橋に、設置地番を木祖村大字菅１３２４番地７を木祖村大字菅２２４８番地３に改正する。

３．施行期日

菅公民館雨量計移設工事完了の日から施行する。